

鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（就学援助）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（就学援助）
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）別表第5の項 鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（就学援助）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条	鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱（平成27年告示第283号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、（高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する）ことを目的とする。	この要綱は、（学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する者）に対し、（適正な援助を行う）とともに、適切な事務処理を行うため、要保護及び準要保護者を認定するために必要な手続きを定める。
⑦独自利用事務の関連規範		鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱（平成27年告示第283号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱第4条第1項
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱第4条第1項の規定による就学援助（ただし医療費は除く。）の認定の審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	鶴ヶ島市要保護・準要保護児童生徒就学援助事業事務処理要綱第3条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年02月07日
独自利用事務の対象者	児童、生徒又は翌年度に小学校に入学する者の保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	